

(案)

信州の地域に広がる有機農業スタートブック
—生産者と消費者の信頼関係づくりを深めよう—

令和7年 月

長野県農政部農業技術課

目次

1 はじめに 有機農業の産消提携ってなに？	1
2 「参加型認証」ってなに？	2
3 参加型認証のポイント	3
4 多くの関係者の参加を促すために心がけること （団体の運営方法）	7
5 参考資料等	9
6 参考文献等	11

1 はじめに 有機農業の産消提携ってなに？

「有機農業」をただの「農産物の売買」とするだけでは、消費者に生産者の苦勞や思いは伝わらないほか、消費者も感想を生産者に届けることはできません。

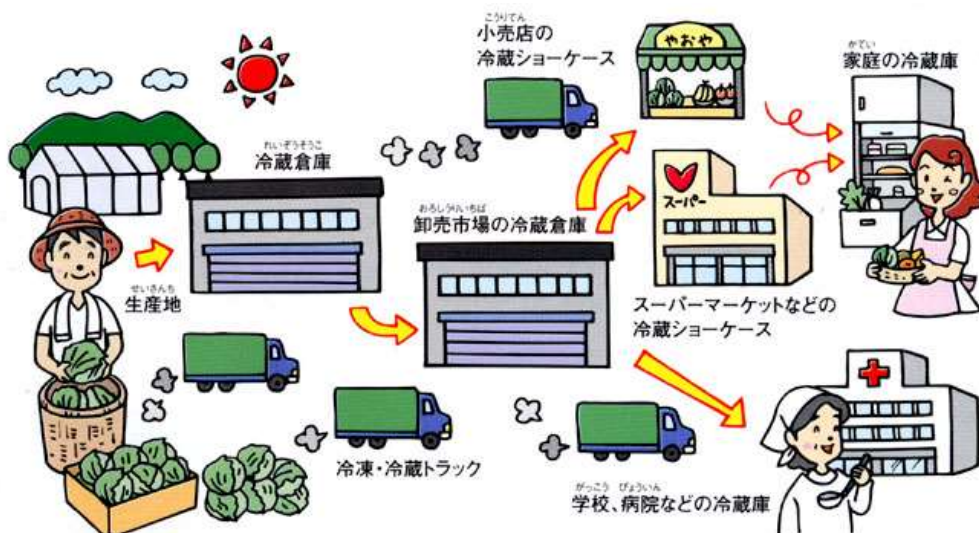
「産消提携」は人と人との友好的つながり(有機的な人間関係)を築くなかで成熟していくものです。

「地域に田んぼや野菜の畑があっても、そこのお米や野菜を食べたことはありますか？」

一般的な流通では生産者の思いや生産現場の実態はわかりません。どんな生産者がどんなところでどんな思いで生産したのか、想像することはできても本当の実態は分からないことが多いと思います。場合によっては想像することが難しいこともあるかもしれません。

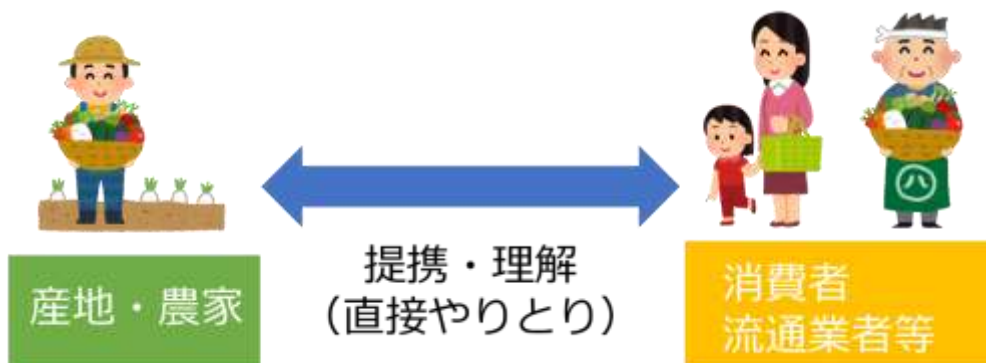
「生産者のところに行く」、「収穫体験をしてみる」など、食育にもつながってくる産消提携は、地域で頑張っている生産者を応援できる身近な取組で、生産者も消費者が見えてモチベーションを上げられる取組です。

(日本有機農業研究会 HP 「生産者と消費者の提携」を参考に作成)



一般的な野菜の流通経路図(南牧村 HP より引用)

<https://www.minamimakimura.jp/main/gov/sanken/nousei/357/359.html>



産消提携での生産者と消費者等とのつながり

2 「参加型認証」ってなに？

本書は、産消提携等の有機農業の取組を地域社会に広げていくことに効果的な方法として、「参加型認証」をベースに策定しています。

「認証」といっていますが、目的は生産者と消費者の信頼関係づくりの仕組みです。地域(団体)ごとに、どのようにして消費者が生産者と関わるかを進める軸となるものです。

最終的には、各地域で確認した農産物にシールが貼られるなどして、「先日見に行った〇〇さんの畑の野菜だ！」と生産過程のわかった農産物を手に入れることにつながるとともに、農家を直接応援できます。

どんな風にして畑を確認したりするかは各団体で決められます。

なお、有機農業の定義については、各種ある中でどのようにするかも団体の中で決められますが、基本的に①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、②遺伝子組換え技術を利用しないというものをベースに、カスタマイズしていく形(生き物調査の実施をする、等)がよいでしょう。

全国的に流通している有機農産物の基準である有機JASと同一にしても問題ありませんが、生産者の声を踏まえ、「消費者も、生産者も、関係者全体がわかりやすいもの」とすることが大切です。

3 取組にあたって押さえておきたいポイント

凡例 **✓**：必須としてまず取り組むべきこと

□：取組をさらによくするために取り組むとよいこと

(1) 参加者で積極的なコミュニケーションを！

✓ 関係者の参加を！

主要な関係者(有機農産物の生産者はもちろん、流通や消費に関心を持つ者等)が実施団体に参加するように促しましょう。

※参加者全員がすべての会合や田畑の確認等に参加することが難しいこともあります。大事なのは、農家の取組等がきちんと消費者に伝わることなので、会報で連絡するなど、工夫して参加メンバーに伝えましょう。

✓ 参加者同士のコミュニケーションを促そう！

関係者が有機農業についてよく理解し、生産者・消費者・その他関係者が相互に直接コミュニケーションを取ることが肝要です。

□ 団体としての認証の意思決定を！

栽培基準やシール運用のルール等、参加者が運営に積極的にに関わり、団体として意思決定しましょう。

□ 継続的な学習活動による参加者へのフォローを！

参加者が積極的に関わられるようにしつつ、団体として有機農業への理解を深めていくために、継続的な学習活動や生産者との交流活動を行うことが大切です。

積極的な参加と
コミュニケーション



(2) 参加者みんなが方向性を理解

✓ 団体として目標を定めてみんなで運営！

団体がめざすビジョンに向かうための核となる原則について、関係者全員で話し合い、団体として決定し、参加者が共有・理解します。

認証基準と団体運営規則についても同様に団体として決定します。

□ 新加入のメンバーや地域へ目標を発信！

目標は新加入のメンバーへは団体参加時の加入書類に記載して確認したり、地域の消費者へは認証ラベルで発信する等により、積極的に発信していきましょう。

※ビジョンの例

有機給食の実施、生物多様性の保全による絶滅危惧種〇〇の繁殖の成功、有機農業の生産者と消費者が仲良く交流できる場づくり、等

みんなで
ビジョンを共有！



1 (3) 仕組みのクリアな制度を！

2 ✓ 栽培基準の策定

3 ✓ 栽培基準の文書化を！

4 明確に定義され、文書化されていると透明性を向上できます。

5 栽培基準を JAS と同様にする場合は、JAS の栽培基準を
6 引用すればよいので、団体で新たに用意する必要はありません。大事なのは、団体としてどんな基準とするか決めるこ
7 とが重要です。

8 □ どのようにして農産物にシールを貼ってよいかを策定・公開して
9 クリアに！

10 団体参加メンバー全員が、栽培基準や団体運営規則等での
11 ように栽培が確認され、どのように団体として意思決定するの
12 かを他者へ正確に開示・説明できるようにして認証品(シールの貼られた農産物)の透明性
13 を確保します。

14 ※どんな仕組みで実施しているのか理解できるよう、学習会の開催や生産者の畑の確認な
15 どでみんなが理解できるようにしましょう。

16 ✓ 田畑の現地確認

17 実際には生産している田畑を確認することで、関係者の協働を強化できることに加え、
18 参加者に「こんな風にして生産しているのか」の理解を促すことにつながります。参加
19 者(消費者・農家等)全員で確認して理解を深めましょう。また、合わせて栽培基準等
20 を遵守しているかも確認します。

21 ✓ 参加者で田畑を見学

22 参加者が参加しやすいようにイ
23 ベンツ的にするなど工夫しながら、田畑の様子を見学しましょう。
24 見学から、農家との交流を深めま
25 しょう。

26 なお、参加できないメンバーの
27 ために、会報や生産者のお便り
28 等、写真等でわかるようにして送
29 付し、理解を補いましょう。

30 イベント開催の例

- 31 ・土日等に親子連れで来てもらえるようなイベント
- 32 ・「秋の収穫祭」
- 33 ・「春の作付け祭り」
- 34 ・子供の夏休み企画「畑で虫を探そう！」等。

35 ✓ 栽培基準確認者の選出と確認

36 栽培基準を順守しているかの確認を消費者が実施することは難しいので、田畑
37 の確認で最も優秀な営農をしている農家など、わかる者に任命しましょう。

38 また、生産している田畑の様子を見るほか、生産者の各種記録により生産状況
39 を確認します。確認した結果は、日付と署名の入った「訪問日誌・確認日誌」として
40 記録・保存しましょう。

認証のしくみを
だれでも確認可能！



1 □ 学習活動やイベントによる理解醸成

2 □ 学習活動の開催

3 技術や販売の問題を確認し、検討を行う定例会議やワークショップ等は基礎知
4 識や団体の全体的な能力向上に役立ちます。特に、経験豊富な生産者は自身の
5 経験や情報・知識について、経験の浅い生産者に共有できるよい機会となります。

6 □ 参加者の記録と保存

7 ワorkshop等の参加者名簿は、取組への責任ある関与を裏付ける根拠として
8 有益であることから、記録し保存しましょう。

9 (4)農家・参加者の誓約等で認証の担保を！

10 ✓ **ルールを逸脱する農家がないように、また消費者**
11 **としても農家を守っていくための仕組みづくり**



12 ① 文書化

13 栽培基準どおりに誠実に生産されていることを確認するため、以下のよ
14 うなものを準備しておくといでしょう。

15 なお、団体として生産状況を順守できていることが確認できればよいため、消費者が無
16 理に専門資材等を把握する必要はなく、ベテラン生産者等のわかる方を団体として任命
17 すれば問題ありません。

18 ■農家が準備する文書

- 19 ・データベース(記録ファイル)
20 —生産者のリストおよび身分、生産物・各農場の詳細(作物、沿革、田畑の面積等)、
21 経営計画、各農場の記録、等

22 ■団体が準備する文書

- 23 ・取組の運営マニュアル
24 —認証申請書及び認証手続き、ならびにその調整(シールの取得とシール使用手
25 順)、基準違反に対する措置、主要な主体の役割と責任、田畑の現地確認時の
26 質問票(チェックリスト)

27 ② 生産者・消費者双方の確認の証を残す

28 信用ある制度とするため、①生産者は「きちんと基準等を順守して生産したこと」、②消費者
29 は「しっかり生産者の取組を確認し、責任を持って生産物を買ひ、農家を支えて応援する(可能
30 なら、最低買取価格を示す)」等の証を残すことが重要です。

31 申請書類にサイン欄を設けたりする方法がありますが、実効性のある誓約とするため、サイン
32 や映像等で誓約の信頼の証を残します。

33 なお、生産者・消費者双方でサインを行うほか、生産者については部会等のまと
34 ったグループでは、代表生産者のサインでも構いません。
35

3 取組にあたって押さえておきたいポイント

(5)参加者はフラットな関係で運営を！

✓ 参加者はフラットな関係で！

参加者に上下関係はなく、あくまで対等な関係でなければいけません。

□ 認証活動の責任は運営団体の責任です！

責任を参加者で共有し、生産者が互いに農場の相互評価に直接関与したり、意思決定プロセスに透明性を持たせておくことで認証活動の責任は団体として負えるようにします。

なお、団体のリーダーに就いた者は、リーダーの役割に付随する技術と責任を学ぶよい機会となります。継続的な団体運営とリーダーの資質向上を踏まえ、できればリーダーは固定せず、団体メンバーから持ち回りで選出しましょう。



(6)その他

□ 認証シール・ラベルについて(必須ではありませんが、認証農産物の目印に有効です)

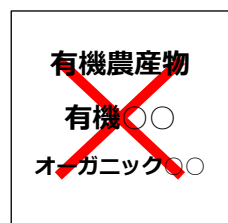
✓ 目的及び表示事項

認証ラベルは、生産者が生産物に貼付して、認証済み生産物であることを消費者に示す役割があります。

一般に、ラベルには認証のロゴと、消費者が望むときには生産物の出所を追跡できるよう生産者番号や生産者コード等を併記します。

✓ 表示にあたっての注意

日本農林規格等に関する法律(JAS法)第8条に基づき、有機JAS以外の農産物への「有機」「オーガニック」等の直接の表示はできないため、注意が必要であるほか、「有機JAS」は「有機農産物」の日本農林規格であるため、「有機農産物」の呼称も利用できないことから、合わせて注意してください。



✓ 逸脱農家への対応について

✓ ルールを定めましょう

生産者が栽培基準を順守できない、またラベルを悪用する生産者がいるかもしれません。

そのような事案があった際にどうするか、可能ならあらかじめルールを定めておきましょう。

逸脱事案の例

使用禁止資材の使用

認証不適の生産物へのラベルの貼付

二重帳簿の作成 等

ルール・対応の例

1年間の農場確認の中止

団体会合での謝罪、顛末書の作成と提出 等

□ 実効性のある対応を！

①筋の通った公平無私な措置とし、②措置実行の手続

は透明で、③措置の結果は、団体会合での共有等により、

参加メンバーに広く知らしめること、の3点が実効性のある措置にあたり重要です。



4 多くの関係者の参加を促すために心がけること (団体の運営方法)

(1) 継続した取り組みとなるようにするための団体運営の工夫 (例)

ア 多様な参加者の参加誘導

農業者はもちろん、流通関係者や消費者を巻き込むために、例えば有機給食を実施する場合は給食事業者(給食センター職員や栄養士等)のほか、有機給食に関心のある小学生の保護者等に参加を呼び掛けましょう。まずは、説明会等の開催により有機農業や取組の基本となる参加型認証について簡単に知ってもらったうえで、興味のある方を多く巻き込めるようにしましょう。



すべての消費者が有機農業に関心があるわけではないので、いきなり公募で広く消費者を募っても、なかなか集まりません。まずは給食関係者や取組もうとしている農家の販売先の業者や消費者に声をかけて始めてみるのがよいでしょう。ぜひ顔の見える関係をベースにスタートしてみましょう。

また、消費者にとって参加する会合の回数が多い等、負担の大きいものでは参加のハードルが高くなることから、現地確認をイベント的に行うなどして参加のハードルを下げるほか、参加できない方にも会報等でフォローして補う等して対応しましょう。

イ 継続できる事務局運営の在り方

団体事務局の中核的な部分を一部のメンバーが継続して実施すると、その方がけがや病気などになった際は認証事務がストップするだけでなく、適切に引継ぎがされていなければ、取組を継続できない恐れがあります。



なるべく運営する団体事務局のメンバーは固定せず、事務局運営のノウハウを継承できる体制づくりを心掛けて下さい。

また、学習会や農場評価等の際に参加者から感想などをもらい、運営方法や栽培基準の見直し、改善に役立て、関係者が参加しやすい団体活動を心がけましょう。

ウ 参加者が学ぶことのできる場(学習活動)の実施

消費者をはじめとする関係者が生産現場の農場確認に同行しますが、消費者は、そもそも農産物がどのようにできているのかよくわからないことがあります。不明点が多いと、農場確認へのその後の参加が消極的になる恐れがあります。



対策として、①農場確認の前に事前学習会を開催して確認する農産物の作り方について簡単に解説する、②質問等を聞きやすい団体や田畑の確認の際の雰囲気づくり、等が重要です。

「質問はありますか?」と聞いても、話が全然理解できていなければ質問できません。まずは、学習会の開催で参加者の理解を促しましょう。

4 多くの関係者の参加を促すために心がけること (団体の運営方法)

1 農場確認後は参加者から不明点等をまとめ、次回の農場確認の前に前回の振り返りを
2 実施して、参加者視点を重視した運営をしましょう。団体事務局に消費者が参加したり、消
3 費者が主となって団体を運営すると効果的です。

4 (2) 運営方法の策定と運営開始方法

5 認証活動の運営に係る基準等は、「認証の生産基準(栽培基準)」と「認証の順守事項に係る規則
6 (全体のルール)」の2つがあります。これらはそれぞれ策定しても、基準の中に規則の内容を盛り込む
7 形でも構いません。

8 なお、この基準と規則については、有機JASなど、さまざまな有機農業の定義がある中で、団体参
9 加者に多方面から参加してもらいつつ、参加者に団体のビジョンを共有し、「団体としてどのようなもの
10 を目指すのか」について、参加者からの意見をきちんと踏まえたうえで、団体として意思決定し策定し
11 ます。

12 既存の有機JAS等をそのまま採用したり、いくつかの基準を合わせて独自の基準を策定したり、認
13 証基準に地域の実情に応じてオリジナルの項目を追加して策定するなど、自由に調整して策定でき
14 ます。大事なのは、「継続的な認証制度の確立」であり、それぞれの実情に合った取り組みやすい、
15 わかりやすい制度とすることが重要であるため、試行実施や、関係者からの評価を踏まえたうえで策
16 定しましょう。





17 ■ 試行実施の効果

- 18 ・現時点での団体のもつスキルの程度や管理・運営・技術の仕組みについて団体として認識
19 でき、そのギャップを埋めることが可能
- 20 ・事前に評価でき、必要か所の修正やバージョンアップが可能
- 21 ・試行実施の過程で、手続とその役割、関係者の責任について認識を深められる
- 22 ・試行実施の参加を通して、参加者が「自分たちの団体でおこなっているもの」という思いや信
23 頼関係を強化できる

24 すでに参加型認証やそれに近いものを実施している者から学ぶことも効果的であるため、他者から
25 のアドバイスを積極的に受け、策定しましょう。

5 参考資料等

(1) 用語解説・有機農業の定義

用語	解説	有機農業の定義
国際有機農業運動連盟(IFOAM)	1972年パリ近郊で設立後、世界中で有機農業の普及に努めてきた草の根の組織。国連に認定された国際NGOで、ISO(国際標準化機構)から基準設定機関として認定されている。構成会員は各国の小規模農家や有機農業団体、有機認証団体、消費者等で、現在100カ国以上の約800以上の団体が加盟。団体として「有機農業運動をそのすべての多様性において、リードし、結びつけ、支援すること」を使命とし、「有機農業の原理に基づいた生態学的に、社会的に、そして経済的に健全なシステムの世界的な導入」を目標としており、有機農業を通じたアフリカ・アジア・ラテンアメリカ等の開発支援を国際機関との協力で行っている。	土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地域の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差すものであり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用を避けて行われる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間に公正な関係を築くと共に生命(いのち)・生活(くらし)の質を高める。
	以下、いずれも取り組む際のルール作りの基礎が掲載されています※英文 ・IFOAM規範 The IFOAM Norms https://www.ifoam.bio/our-work/how/standards-certification/organic-guarantee-system/ifoam-norms 	・IFOAM栽培基準 IFORM Standard https://www.ifoam.bio/our-work/how/standards-certification/organic-guarantee-system/ifoam-standard 
コーデックス委員会	消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的に、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格(コーデックス規格)の策定等を行っており、現在規格は200を超える。我が国は1966年より加盟。	有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである。地域によってはその地域に応じた制度が必要であることを考慮しつつ、非農業由来の資材を使用するよりも栽培管理方法の利用を重視する。これは、同システムの枠組みにおいて特有の機能を発揮させるために、化学合成資材を使用することなく、可能な限り、耕種的、生物的及び物理的な手法を用いることによって達成される。
	有機栽培基準のルール作りの参考になります ・有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html 	
有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)	有機農業の推進に向けた基本的な理念と国や地方自治体等が果たすべき責務や、施策の基本事項を定めることを目的に、2006年に制定された法律。同法に基づき国の責務や有機農業推進の方針を定めた「有機農業推進基本方針」が国により策定され、同基本方針に基づき都道府県の推進施策を「都道府県推進計画」として各県で策定し、有機農業の取組を推進している。	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
	有機栽培基準のルール作りの参考になります ・有機農業推進法 法律(第2条に定義が記載) https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/sesaku.html 	

5 参考資料等

用語	解説	有機農業の定義
有機 JAS	<p>有機食品(農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品)について農林水産大臣が定める国家規格。日本国内では、本規格に適合していれば、その内容が一見して分かる標語付きの JAS マークの表示が可能とされていることから、有機 JAS 認証品以外に「有機」「オーガニック」の表示は不可となっている。</p>	<p>農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きこの類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</p>
	<p>有機栽培基準のルール作りに際して参考になります</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機 JAS 規格 有機 JAS(生産工程管理者等の技術的基準) <p>https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html</p>	
オーガニック 雫石	<p>岩手県雫石町とその近隣の小規模有機農家と消費者からなるグループで構成され、無農薬、無化学肥料、非遺伝子組換えの有機ほ場を用い、そこで有機農産物を栽培し、参加型認証を実施している団体。2015年2月に設立され、同年10月よりIFOAM正式メンバー。</p>	<p>有機農業の栽培基準については、有機 JAS に準じて運用。</p>
	<p>実際の独自ルールでの運用事例として参考になります</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体運営方針等 <p>https://organicshezukuishi.jimdofree.com/オーガニック雫石 pgs 関連資料/</p>	
秋田方式「オーガニックフェスタ in あきた」	<p>秋田県において有機農業を推進するため2007年に設立された「秋田県有機農業推進協議会」にて取り組んでいる有機農業の確認方式。協議会を設立後、間もなく全国的な有機農業推進のうねりを受け、“多くの方に有機農業を知ってもらいたい”という願いから、2010年より毎年「オーガニックフェスタ in あきた」を開催している。</p>	<p>有機農業は、土づくりや栽培技術だけにとどまらず、思想、食や暮らしのあり方、流通、政策など社会のあり方全般に、代案的な考え方を提起している。したがって、有機農業の考え方に合致すると実行委員会が認めた場合は、食品以外の雑貨や本などの出展も認めている。</p>
	<p><オーガニックフェスタ in あきた 出展基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 将来有機農業をめざすという条件で、減農薬・減化学肥料栽培以上の農産物。 ② 加工食品や料理等は、主たる原材料が有機または減農薬・減化学肥料栽培以上で栽培された農産物。 ③ 畜産物に関しては、自給飼料を一定以上使っている。 <p>(以上のフェスタ独自の基準を満たしているかどうかを確認するために、フェスタの実行委員が事前に生産者に栽培方法等を確認し、事実と相違ないことを生産者に保証してもらうこととする)</p> <p>実際の独自ルールでの運用事例として参考になります</p> <p>https://www.wakita-organic.com/</p>	

1 ※本書の作成にあたっては、IFOAM やオーガニック雫石の資料や取組内容を大変参考にさせていただきました。

(2) 主要な認証制度との違い

	認証制度等	参加型認証	有機 JAS	化学合成農薬・化学肥料不使用認証 ※有機農業推進法の有機
認証方法等	認証形態	参加型認証に取り組む団体が団体構成員である生産者の取組や田畑および農産物を確認し、認証	国が専門の認証審査機関を登録、認定し、当該機関が有機農産物を生産している田畑を認証	各要領で定める専門の認証審査機関により、有機農業で生産された農産物を認証
	栽培基準	独自に基準を制定 ⇒ <u>有機 JASと同様でもよいほか、生物多様性保全等の条件を付すことも可能</u>	①栽培期間中に化学合成農薬及び化学肥料を不使用 ②遺伝子組換え技術を利用しない ③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する ④転換期間の条件 ⑤緩衝地帯の条件 ⑥種苗の利用条件 ⑦放射線照射しない ⑧収穫後の取扱条件	
	認証される生産者	複数生産者	単独もしくはグループで認証	
生産物への表示	生産物への「有機」「オーガニック」の直接表示	不可	可	不可
	生産物が有機農業で生産・加工された食品であることの表示	可	可	可
団体運営	団体運営	要<ここが重要!>	不要	不要
	罰則規定	自主基準	JAS法による	各要領等による
	利害関係者	構成員として必要	不要	不要
	関係者との関係性	密接	薄い	薄い
	会員相互の理念・情報等の共有	必要	—	—
	認証活動の意思決定	合議制	不要	不要
コスト	栽培以外の活動成果(学習等)	必要	不要	不要
	経済的コスト(認証に係る費用)	低い(団体に調整可能)	高い	比較的低い ※認証による
	時間的コスト(認証に係る時間)	高い(栽培以外の学習活動等による拘束)	低い	低い
	事務的コスト(認証に係る事務)	低い(団体に調整可)	高い	比較的高い ※認証による

※オーガニック雫石「PGS 冊子」を参考に作成。

6 参考文献等

・「参加型認証システム(PGS)ガイドライン」

(国際有機農業運動連盟、NPO 日本有機農業研究会訳、2015. 8月)

・「PGS 冊子」(オーガニック雫石、2022.3月)